店舗販売業（特例店舗販売業も含む）において特定販売を行う場合は、添付書類として、
　一　特定販売に使用する通信手段
　二　特定販売を行おうとする医薬品に係る前項各号に掲げる区分
　三　特定販売を行おうとする医薬品に係る広告に、法第二十六条第二項の申

請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称
　四　特定販売を行おうとする医薬品についてインターネットを利用して広告

をするときは、主たるホームページアドレス
を提出しなければならないことになっています。